

一般社団法人千葉県社会福祉士会
平成 29 年度第 1 回臨時総会 ご意見に対する回答

<ご意見 1> 錦織様 議案第 3 号 議案第 1 号

- ① 事業計画と予算を理事会の決定で可能とすること及び、ぱあとなあの苦情対応規定で、「会員は、全ての資料を提出しなければならない。それに反した場合は除名・・」という変更について、異議あり

理由) 会の根本の運営に関わる事項（計画や予算）や会員に対する強権発動や身分の著しい変動（停止や除名）に関する事項については、安易に委員会での変更を許していたら、委員会の独断を無制限に許すことになり、著しく非民主的。このような場合は、まず、会員に情報の提供や趣旨説明をして広く意見を募って熟慮して決定すべきである。そうでないと実質無風の総会で、わけのわからないうちに「なんとなく」決まってしまう危険な行為である。

- ② 代議員制の廃止…代議員が年間を通して、十分に会や理事会の活動の実質を理解して総会に出ているとは到底思えないので。総会における質疑の内容も薄っぺらだと感じる。
- ③ 会から出ている資料がいつもわかりづらい。議事録だけでなく、内容について、きちんとした説明をのせてほしい。役員の委員会出席なども中身が書いてない。

<回答①>

ご意見ありがとうございます。

議案第 3 号における定款の変更は、総会資料の提案理由にも記している通り以下の 3 点です。

- 定款第 5 条第 6 項の代議員選挙の実施月の変更
- 定款第 36 条の重複による条番号の変更
- 変更前の定款第 36 条（事業計画及び予算）における予算の作成及び変更を理事会の承認のみにすること

ご意見にありました下記の事項は、本総会のいずれの議案にも含まれておりませんが、今後とも会員の皆様に対して十分な情報提供や趣旨説明ができるよう努めさせていただきます

- ・ 会員に対する強権発動や身分の著しい変動（停止や除名）に関する事項
- ・ 安易に委員会での変更を許していたら、委員会の独断を無制限に許すことになり

<回答②>

ご意見ありがとうございます。

本総会において、代議員制の廃止の議案はございません。しかしながら代議員制度の課題も徐々に顕在化しておりますので、代議員制度の課題についての検討は始めていきます。

<回答③>

ご意見ありがとうございます。

議事録について、わかりづらい点がございまして申し訳ございません。今後は各委員長等から補足説明をできるようにも検討させていただきます。

<ご意見2> 宮間様 議案第3号

本議案に賛成の立場で意見を述べます。提案理由の3つ目、予算の作成及び変更を理事会の承認のみとすることについてですが、近年、社会経済情勢の変化はめまぐるしく、本会としても、社会福祉に関する制度改革等に柔軟に対応し、機動的な事業運営を行っていく必要があります。こうした状況に対応していくためにも今回の定款変更は必要であると思います。

しかし、一方で、本会の事業計画とこれに伴う収支予算については、これまで総会の議決事項とされていましたが、定款変更後は、総会の議決事項ではなくなり、臨時総会も開催されなくなります。この点については、アカウンタビリティの観点から、理事会の承認後速やかに、遅くとも当該年度の事業開始までに、ホームページ等により、会員や県民の皆さんに対して、当該年度の事業計画及び収支予算などをわかりやすく公表すべきと考えます。

<回答>

ご意見ありがとうございます。

ご指摘の通り、定款変更後、本会の事業計画とこれに伴う収支予算は総会の議決事項ではなくなり、理事会の承認のみとなります。従ってこれまで公開はしておりましたが、引き続きホームページでも理事会議事録を公開し、会員や県民の皆さんからご理解を得られるよう努めて参ります。

以上